

愛媛県食品自主衛生管理認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品関係事業者の自主的な衛生管理手法について、一定の水準以上にあると認められる施設を認証することにより、自主衛生管理の推進及び衛生水準の向上を図り、食品による危害の未然防止並びに食の安全安心の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品関係事業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条第1項の規定により許可を受けた事業者、愛媛県食品衛生法施行条例（平成12年条例第16号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により報告を行った者及びその他食品の製造又は調理を行う事業者で、愛媛県内に施設がある者をいう。
- (2) 施設 法第52条第1項の規定により許可を受けた施設、条例第6条第1項に基づき報告を行った施設及びその他食品の製造又は調理を行う施設で、愛媛県内の施設をいう。
- (3) 認証 知事が食品関係事業者からの申請に基づいて審査し、当該申請に係る施設において第4条に定める認証の基準（以下「認証基準」という。）を満たす衛生管理が行われていることを認める行為をいう。

(認証の対象施設)

第3条 認証の対象となる施設の種類は、別表第1のとおりとする。

(認証の基準)

第4条 認証基準は、別表第2のとおりとする。

(申請書等の提出)

第5条 この要綱により、知事に提出する書類は、施設の所在地を管轄する保健所を経由して提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、松山市の施設については、薬務衛生課へ提出する。

(審査及び認証の手続き)

第6条 前条で提出された書類の審査及び認証の手続きについては、別に定める。

(認証の申請)

第7条 認証の申請をしようとする食品関係営業者は、認証を受けようとする施設ごとに、様式第1号による申請書に、別表第3に定める書類（以下「申請書類」という。）の正本及びその副本を添えて、知事に申請しなければならない。

(欠格要件)

第8条 前条の規定にかかわらず、第16条の規定により認証を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない食品関係営業者は、認証の申請をすることができない。

(認証の更新の申請)

第9条 認証を受けた食品関係営業者（以下「認証営業者」という。）が、認証の有効期間満了に際し引き続き認証を受けようとする場合は、認証の有効期間が満了する日の3か月前までに、様式第2号による申請書に申請書類のうち従前の申請又は届出時から変更した事項に係る書類の正本及びその副本を添えて、知事に申請しなければならない。

(認証の有効期間)

第10条 第7条及び第9条の規定に係る認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

2 第9条の申請があった場合において、前項に規定する有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認証は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(認証事項の変更の申請)

第11条 認証営業者が、別表第2の1(2)に関する事項を変更しようとする場合は、あらかじめ様式第3号による申請書に申請書類のうち従前の申請時から変更する事項に係る書類の正本及びその副本を添えて、知事に申請しなければならない。

(認証事項の変更の届出)

第12条 認証営業者が、次の各号に掲げる事項を変更したときは、様式第4号による届出書に変更内容を確認できる書類及び認証書を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

(1) 認証営業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

- (2) 認証営業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 施設の名称

（認証書の交付等）

- 第13条 知事は、第7条又は第9条の申請を受け、認証基準に適合すると認めるときは、申請者に対し、様式第5号の認証書を交付するものとする。
- 2 知事は、第7条又は第9条の申請を受け、認証基準に適合すると認められないときは、様式第6号による基準不適合通知書を申請者に通知するものとする。
 - 3 知事は、第12条の規定による届出を受理したときは、申請者に対し、様式第5号による認証書を書換えて交付するものとする。
 - 4 認証営業者が、交付された認証書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、様式第7号の申請書及び破損並びに汚損した場合には当該認証書を添えて、速やかに知事に再交付の申請をしなければならない。
 - 5 前項の規定により再交付の申請のあった認証営業者に対し、知事は認証書を再交付するものとする。
 - 6 前項の規定により再交付を受けた認証営業者は、亡失した認証書を発見した場合は、速やかに知事に返納しなければならない。

（認証の廃止等）

- 第14条 認証営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、様式第8号による届出書に認証書を添えて速やかに知事に届け出なければならない。
- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき。
 - (2) 認証を受けた施設を廃止したとき。
 - (3) 認証を受けた施設に係る事業を廃止したとき。
- 2 認証の申請を行った食品関係営業者が認証を受ける前に認証の申請を取り下げる場合は、様式第9号による申出書により、速やかに知事に申し出なければならない。

（立入調査）

- 第15条 知事は、年1回以上、法第30条第1項の規定に基づく食品衛生監視員に認証に係る施設に立ち入り、当該認証に関する衛生管理の履行状況について調査させることができる。
- 2 知事は、前項の規定による調査の結果、認証営業者が行う衛生管理が認証基準に適合しないと認めるときは、認証営業者に対して改善を指示することができる。

（認証の取消し）

第16条 知事は、認証業者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。

- (1) 第7条又は第9条の規定により提出された書類の記載内容等に虚偽が判明したとき。
- (2) 前条に基づく立入調査の結果、認証基準の不適合が判明し、改善を求めても改善されないとき。
- (3) 認証に係る施設が、法第55条第1項及び法第56条の規定による処分を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により認証の取消しを決定したときは、当該食品関係業者に対し、様式第10号による認証取消通知書を交付するものとする。

3 認証業者が第1項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに認証書を知事に返納しなければならない。

(認証業者の公表)

第17条 知事は、認証業者の名称等を公表するものとする。

(認証マークの表示等)

第18条 認証業者は、知事が別に定める認証のマークを、別に定めるところにより表示することができる。

(その他)

第19条 その他認証の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

この要綱は、平成23年10月1日から実施する。

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

この要綱は、平成28年3月25日から実施する。

別表第1（第3条関係）

菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業、乳製品製造業、食肉処理業、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、氷雪製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、添加物製造業、鶏卵選別包装施設（GPセンター）、鶏の液卵製造業

別表第2（第4条関係）

1 共通基準

(1) 管理運営基準

①衛生管理の組織体制

衛生管理の組織体制が明らかとなる書類（組織系統図、責任者、受注管理体制等）が作成されていること。

②一般的衛生管理基準

下表の手順書作成項目に係る手順書が作成され、当該文書により実施されていること。なお、手順書には下表の記録作成項目に関する内容が盛り込まれていること。

一般的衛生管理基準項目		手順書作成項目	記録作成項目
1	施設設備・機械器具の衛生管理	①施設周辺、作業場内壁、天井及び床、排水溝、便所、食品に直接接触する機械器具・容器等、清掃用機械器具、洗浄設備の清掃、洗浄及び消毒方法の手順	①清掃、洗浄及び消毒実施記録 ②調理施設の点検表
		②作業場温度、湿度管理手順	作業場温度、湿度管理記録
		③洗浄剤、消毒剤等化学物質の使用、保管等手順	洗浄剤、消毒剤等化学物質使用、保管等記録
		④手洗設備（石鹸、消毒剤等）管理手順	手洗設備管理記録
2	施設設備・機械器具の保守点検	機械器具（計器類、滅菌等装置）の点検手順	機械器具（計器類、滅菌等装置）点検、補修記録
3	従事者の衛生管理	①食品等取扱者の健康管理手順	①健康チェック記録 ②検便実施記録
		②食品等取扱者の作業従事管理手順（服装、身だしなみ、手洗い等）	従事者等の衛生管理点検表
4	従事者の衛生教育訓練	教育訓練の実施手順	教育訓練実施記録
5	そ族昆虫の防除	そ族昆虫の駆除作業等実施手順	そ族昆虫駆除作業実施記録
6	食品等の衛生的な取扱い	①原材料等検収手順（品質、鮮度、表示、仕入日、仕入元等点検）	原材料検収記録（仕入年月日、仕入元等）
		②原材料、製品及び容器包装の管理手順（ロット管理、保管、出荷先等）	①原材料、製品及び容器包装管理記録（出荷・販売先） ②冷凍冷蔵施設温度確認記録

			③調理等における点検表 ④食品の加熱加工の記録簿
		③原材料及び製品の自主検査手順	原材料及び製品自主検査実施記録
		④停電等発生時の対応手順	停電等発生時の対応記録
7	排水及び廃棄物の衛生管理	廃棄物の保管、排水及び廃棄方法等の手順	廃棄物の保管、排水及び廃棄処理実施記録
8	使用水の衛生管理	使用水の管理手順（残留塩素、井戸水、貯水槽等）	①使用水残留塩素測定記録 ②井戸水等水質検査記録 ③貯水槽管理記録 ④井戸水等滅菌装置、浄水装置点検記録
9	食品の回収プログラム	①回収に係る責任体制、回収方法、保健所への報告等手順	回収実施記録
		②消費者からの苦情等対応手順	消費者からの苦情対応記録
10	試験検査設備等の保守点検（試験検査設備がある場合）	試験検査に使用する機器類の保守点検や校正等の手順	機器の保守点検、校正記録

(2) HACCPプランに関する基準

①製造品目一覧表

施設で製造される全品目の一覧表が作成されていること。

②HACCPプランに関する書類

申請品目について、下表に定める内容が記載された衛生管理書が作成され、当該文書により実施されていること。

	項目	衛生管理書の記載事項
1	製品説明書	名称、原材料、使用添加物、賞味期限及び保存方法等が記載されていること。
2	製造工程図	原材料受入から製品の提供又は出荷までに至る製造工程の一連の流れが記載されていること。
3	施設平面図	施設の設備等配置、汚染区域と清潔区域の区分等が記載されていること。
4	危害分析	2の製造工程において、発生するおそれのある食品衛生上の危害、その発生要因及び防止措置が記載されていること。
5	重要管理点の設定	食品衛生上の危害を防止する上で最も重要な工程（以下「重要管理点」という。）が示されていること。
6	管理基準	重要管理点において、食品衛生上の危害の起きる可能性を防止するために管理しなければならない基準（以下「管理基準」という。）が示されていること。
7	モニタリング方法	管理基準に合致していることを確認する方法が示されていること。
8	改善措置	管理基準を逸脱した場合の改善措置が示されていること。
9	検証方法	HACCPプランの適正な実施等を確認する方法が示されていること。
10	記録方法	記録文書並びにその記録者、修正方法、保管方法等について示されていること。

備考 4から10については、統括表などにより一括記載することができる。

別表第3（第7条関係）

- 1 別表第2の1（1）①に関する書類
- 2 別表第2の1（1）②に関する書類の一覧表
- 3 別表第2の1（2）に関する書類

認証申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

愛媛県食品自主衛生管理認証制度実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 施設の種類

（注意）申請者が個人の場合は、記名押印に代えて署名することができます。

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）

認証更新申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

愛媛県食品自主衛生管理認証制度実施要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 施設の種類

認証事項変更申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

愛媛県食品自主衛生管理認証制度実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
名称
所在地
- 2 施設の種類
- 3 認証年月日及び認証番号
認証年月日
認証番号
- 4 変更事項及び内容

認証事項変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

届出者

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

愛媛県食品自主衛生管理認証制度実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
名称
所在地
- 2 施設の種類
- 3 認証年月日及び認証番号
認証年月日
認証番号
- 4 変更事項及び内容
- 5 変更年月日

愛媛県食品自主衛生管理認証書

申請者
施設名
所在地
施設の種類

愛媛県食品自主衛生管理認証制度実施要綱第13条第1項の規定に基づき、認証書を交付する。

認証の有効期間は、平成 年 月 日までとする。

年 月 日

愛媛県知事

印

様式第6号（第13条関係）基準不適合通知書

基準不適合通知書

年 月 日

（申請者） 様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで提出のあった認証申請書については、愛媛県食品自主衛生管理認証制度実施要綱第13条第2項の規定により、下記の理由で認証しない。

記

理由

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）

認証書再交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

愛媛県食品自主衛生管理認証制度実施要綱第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり再交付を申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 施設の種類

3 認証年月日及び認証番号

認証年月日

認証番号

4 再交付の理由

認証辞退廃止届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

届出者

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

愛媛県食品自主衛生管理認証制度実施要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 施設の種類

3 認証年月日及び認証番号

認証年月日

認証番号

4 理由

認証申請取下げ申出書

年 月 日

愛媛県知事 様

申出者

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

愛媛県食品自主衛生管理認証制度実施要綱第14条第2項の規定に基づき、 年
月 日付けで提出した下記の申請について、取下げを申し出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 施設の種類

様式第10号（第16条関係）認証取消通知書

認証取消通知書

年 月 日

（申請者） 様

愛媛県知事

印

愛媛県食品自主衛生管理認証制度実施要綱第16条第2項の規定により、年 月
日付け第 号で行った認証を、下記の理由により取り消したので通知します。

記

理由

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）